

大和市告示第55号

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業費補助金交付要綱（平成31年大和市告示第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4(1)」を「第4項第1号」に改める。

第9条第1項中「第6条第2号」を「第7条第2号」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に関する特例措置）

- 2 第5条の規定にかかわらず、補助事業に係る新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和2年3月10日府子本第219号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」別紙）別紙利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の項3基準額の欄第3項に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業をいう。）であって、令和2年1月16日から同年3月31日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費を補助対象経費とし、同欄において当該事業について定める基準額、当該事業に係る補助対象経費の実支出額又は当該事業の総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も低い額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をこの要綱による補助金として交付する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日から適用する。